

DISCUSSION PAPER SERIES

わが国幣制の変遷と対外関係

——前近代を中心として

鹿野嘉昭

Discussion Paper 96-J-8

IMES

日本銀行金融研究所

〒100-91 東京中央郵便局私書箱 203号

備考：日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズは、金融研究所スタッフおよび外部研究者による研究成果をとりまとめたもので、学界、研究機関等、関連する方々から幅広くコメントを頂戴することを意図している。ただし、論文の内容や意見は、執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

わが国幣制の変遷と対外関係 ——前近代を中心として

鹿野嘉昭*

要　　旨

わが国の場合、古来より金銀銅という貨幣素材の産出に恵まれたこと也有って、東アジア地域における貨幣の鋳造に関しては中国に次ぐ歴史をもっている。和同開珎に代表される皇朝十二錢は、物品貨幣が支配的な経済相の下で中国に対し律令国家としての日本の国威を示すためのシンボルとして鋳造されたという事情もあって、交換手段よりもむしろ富の貯蔵手段として利用される傾向が強かった。12世紀なかごろからは、貿易に伴う経済的利益の追求のなかで大量に流入した中国錢（いわゆる渡来錢）が国内貨幣として利用され、鎌倉・室町時代における経済発展を決済面から支えた。

16世紀なかごろから約1世紀の間、わが国においては大量の銀が産出したが、そうした銀のほとんどが17世紀までに海外へと流出したため、江戸時代の幣制は貨幣素材不足への対応のなかで生成・発展してきた。徳川幕府では、金銀素材の節約と一元的管理のため、金・銀貨の品位を最大でも80%程度に抑えただけでなく、鎖国という貿易管理政策の実施による金銀の海外流出の抑制や、金座・銀座を媒介とした金銀の確保・管理に努めたほか、金銀の一般売買を禁止した。しかしながら、こうした措置だけでは増大する貨幣需要を満たすことはできず、徳川幕府では、貨幣の円滑な供給を目的として、金・銀貨の改鑄や藩札の発行容認に踏み切らざるをえなかったと考えられる。

キーワード： 皇朝十二錢、渡来錢、撰錢、三貨制、改鑄、藩札

JEL CLASSIFICATION: N15

* 研究第3課(E-Mail: y-shikano@imes.boj.go.jp)

目 次

	頁
はじめに	1
1. 対外的側面から日本の幣制の変遷を 議論するまでの留意点	1
(無視しえない中国からの影響)	1
(避けられない金銀銅の流出)	2
(金属貨幣の二面性)	3
2. 皇朝十二銭、渡来銭と対外関係	4
(1) 皇朝十二銭の貨幣としての機能を どのように捉えるか	4
(和同開珎の鋳造)	4
(平安時代における錢貨の流通)	4
(皇朝十二銭の経済史的意義)	5
(2) 渡来銭の流入と貨幣としての利用は どのようにしてはじまったのか	6
(錢貨の流入による貨幣の供給)	6
(誰が渡来銭を輸入のうえ貨幣として利用したのか)	6
(渡来銭の中心となった宋銭)	8
(錢貨流通の発達と撰銭の発生)	8
3. 対外関係からみた江戸時代における幣制の展開	10
(1) 江戸時代における金銀銅の流出	10
(ポルトガル、オランダを通じた銀の大量流出)	10
(対馬・朝鮮ルートを通じた銀の流出)	12
(オランダを経由した金銅の流出)	13
(2) 江戸期幣制の成立と展開	14
(三貨制の成立)	14
(三貨制の特色はどこにあるのか)	15
(金座・銀座による貨幣素材の独占的管理)	16
(通貨不足解消策としての貨幣改鑄)	17
(藩札発行の容認)	19
(藩札の流通状況)	20
4. おわりに	21
<参考文献>	24

はじめに

わが国の貨幣あるいは貨幣制度（幣制）は、最初の鋳貨である和同開珎が唐の開元通宝を模して作られたことや輸入中国錢が12世紀半ばから約500年の間国内貨幣として広く流通していたことからも明らかのように、海外からの影響を強く受けつつ発展してきた。また、16世紀後半から17世紀にかけては、日本は世界有数の銀産国として、アジア各地に銀を供給していたのである。これらのこととは、わが国の幣制の変遷を検討するに際しては、国内的な事情のほか、速水・宮本（1988）が「世界史的位置」と呼んだ日本経済を取り巻く対外環境面にも配慮することの重要性を示唆している。

本稿は、かつて日本銀行調査局が取りまとめた『図録 日本の貨幣』全11巻に代表される先行研究の成果に依拠しつつ、その時々の貨幣を取り巻く社会経済環境の分析、中国という当時の大国との政治・経済面での関係や政府による貨幣政策のあり方に関するこれまでの種々の業績を踏まえ、わが国幣制の推移・変遷を整理し、貨幣史における連続性と非連続性についての検討を試みたものである。

1. 対外的側面から日本の幣制の変遷を議論するうえでの留意点

（無視しえない中国からの影響）

まず最初に、日本の地理的位置づけから振り返ろう。日本はユーラシア大陸の東方に位置する島国であり、東アジア地域における先進大国であった中国とは日本海や東シナ海により隔たれている。もっとも、このことは、日本が大陸から孤立していたことを意味しない。古くより対馬・朝鮮半島ルートあるいは博多・寧波ルートという海上航路が開発・利用されており、そうした航路を通じて朝鮮や中国との交流が活発に行われていた。とりわけ、古代の日本においては、日本に渡來した多数の朝鮮・中国人により先進的な技術や文物が伝えられるなど、中国は日本の社会・経済・文化の形成に対し重大な影響を及ぼした。

一方、中国では、華夷秩序と称される中国を中心とする東アジア世界での国

際的な政治経済秩序の盟主として、日本に対し従属と朝貢を求めることが多かった。したがって、明治維新期までの日本においては、中国とどのようにつきあっていくべきかというのが政治経済上の重要な問題であった。古代においては反発しつつも「東夷の小国」として華夷秩序に服さざるをえなかつたが、中世においては、武家階級の台頭とともに朝廷・貴族社会における制法意識¹が後退し、貿易による経済利益が優先されるなかで華夷秩序が受容され、経済利益の源泉として朝貢貿易が積極的に展開されていった。

さらに近世に至ると、戦国時代における混乱のなかで生じた律令制や荘園制に基づいた伝統的な価値秩序の崩壊に加え、武家権力による国家の統治権の掌握を背景とした国家意識の高まりもあって、こうした国際秩序からの離脱あるいは独立が指向されるようになった。あるいは、国家意識レベルでは、「日本型華夷秩序」と称されるように、「みずからの「武威」と天皇の存在を「華」の根拠とした中国からの自立」（荒野（1988））が幕府政権の正当性を対外関係面から示すものとして指向され、室町時代までの中国に対する朝貢外交が否定されたのであった。ちなみに、江戸時代において徳川幕府が正式な外交関係を締結していたのは朝鮮1か国のみであり、中国とは、オランダと同様に「通商の国」として各種財物の交易関係にとどまり、国書の交換に代表される政治・外交関係は一切確立されていなかった。

(避けられない金銀銅の流出)

中国に対する朝貢はまた、経済的にみると、中国皇帝に進行物を献上し、その対価として皇帝から回賜品を受領するという形態を通じる貿易でもあり、日本は朝貢貿易を媒介として中国から先進的な文物を輸入していた。このとき、問題となるのは、日本が朝貢貿易に際しどのような文物を貿易財としていたのかという点である。先進経済大国である中国からみた場合、日本から輸入しうる財としては、金銀銅以外にとくにみるべきものがなかった²。換言すると、日

¹ 制法とは、平安時代中期の藤原摂関政治に代表される王朝貴族の固定的、閉鎖的な慣行、考え方や生き方などをいう。彼らはまた、運命や吉凶を気にする迷信家であり、祈祷により福を招こうとしたほか、国際的には封鎖的・排外的な立場を堅持していた（上横手（1985））。

² 荒野（1996）によると、1271年に来日した元の政治家、趙良弼は皇帝クビライに対し「山水多く、耕桑の利なし」として、日本は決して豊かな国ではないと言上している。

本は、中国を中心とする東アジア交易圏において古くから金銀銅の生産に比較優位があり、これらを交易品として中国から先進的な文物の輸入に努めていた。

実際、第1表が示すとおり、10世紀以降18世紀末までの間、金銀銅が交易品として中国へと流出していった。とりわけ、16世紀なかごろから17世紀前半までの約1世紀の間、日本は世界でも有数の銀産出国であったことから、莫大な量の銀が生糸や絹織物などとの交換で中国に向けて流出した。このように貴金属以外に有力な貿易財をもたなかつたため、日本の場合、金銀銅の流出を避けることができなかつた。金銀銅の流出がとるに足らない問題となつたのは、徳川吉宗以降の産業奨励策に基づき生糸、絹織物、砂糖、朝鮮人參といった輸入財の国内自給体制が確立した18世紀後半以降のことであつた。

(金属貨幣の二面性)

金銀銅という金属はまた、稀少性が高いほか、貨幣素材としての特性を兼ね備えていたため、古くより多くの国において商品として売買されるだけでなく貨幣素材としても利用された。この金属貨幣の二面性は、わが国の場合、室町時代末期までの間、金銀が貨幣素材に採用されていなかつたこともあってとくに問題とはならなかつた。しかし、16世紀半ば以降、金銀鉱山の開発進捗に加え、鉄砲をはじめとする各種軍事用資材に対する需要の増大や、絹織物、陶磁器といった唐物に代表される高級品に対する選好の高まりを背景として高額貨幣に対する欲求が増大するなかで、それまで荘園領主・貴族などにより富の保蔵手段として珍重されていた金銀がその貨幣的機能を拡大させ、通貨体系の前面に登場するようになった。

そうしたなかで、大量に産出された銀の大部分が、生糸や絹織物などの交易品として海外に流出してしまつたことから、江戸時代になると、金属貨幣の二面性に伴う問題が貨幣不足というかたちで浮上するようになった。その結果、江戸時代の幣制は、貨幣素材不足への対応をひとつの軸として展開していくことが求められ、速水・宮本（1988）が指摘したように、貨幣の改鑄と藩札発行の容認が徳川幕府により通貨不足解消策として採用されたと考えられる。

2. 皇朝十二銭、渡来銭と対外関係

(1) 皇朝十二銭の貨幣としての機能をどのようにとらえるか

(和同開珎の鑄造)

わが国初の公鑄貨幣は、和銅元年（708）、当時の世界帝国であった唐の開元通宝を範として鑄造された円形方孔の和同開珎であるとされている。そしてまた、奈良時代から平安時代にかけては、和同開珎に続き合計11種類の銭貨（銅銭）が鑄造・発行されたが、これらの銭貨を総称して皇朝十二銭と呼んでいる。和同銅銭以降すべての銭貨には1個1文の価値が付され、その後約1,200年の間、銭貨の計算単位として利用されるなど、江戸時代末までのわが国幣制において重要な役割を果たしてきた銭貨の基礎がここに構築されたといえる。しかし、その当時は米、絹といった物品貨幣が支配的な経済相にあったほか、生産・商業の分離が進んでいないというように、交換手段としての金属貨幣を必要とする段階にまで経済が発展していなかった。そのため、都を中心として畿内諸国においては和同開珎の交換手段としての利用が進んだものの、その他の地域では引き続き財物の価値は准米、准絹と称されるように米や絹により表示されるとともに、米や絹などの物品貨幣により決済されていた。

こうした状況下、律令制府では、和同開珎の流通促進を狙いとして、①銭貨の使用強制、②蓄銭叙位令の公布、③錢祿制および賜銭による銭貨の供給など各種の施策を講じた。これら諸施策の実施もあって和同開珎は、中央政府から地方の国司・郡司への各種費用の送金という財政支出経路などを通じて地方へと伝播し、ほぼ全国に普及したのは間違いないところと思われる。もっとも、それらの場合でも、銭貨の所有者は各地方における一部の富裕な豪族や高級官僚にとどまり、一般の人々により交換手段として利用されるまでには至らなかつたと考えられるため、果たして一般受容性を有する貨幣として利用されたか否かという点に関しては疑問が残る。

(平安時代における銭貨の流通)

平安時代に入ると、畿内諸国では銭貨が交換手段として広く利用されるよう

になったほか貢納の銭納化も進んだが、その他の地域では、財物の取引のほとんどは引き続き米などの物品貨幣により決済され、銭貨は米や絹に代わる耐久性に優れた貯蓄手段として蓄蔵される傾向が強かった。蓄銭の奨励は、結果として「京幾における銭貨の不足」（『類聚三代格』）を招来しただけでなく、私鑄銭の横行をもたらすことになった。こうした弊害の除去を狙いとして政府では、延暦16年（797）に蓄銭叙位令を廃止したほか、同年以降数度にわたって蓄銭の禁止を命じた。

一方、平安時代入り後も奈良時代におけるのと同様に、改鑄差益の稼得を狙いとして、銭貨価値の傾向的な下落を無視するかたちで新銭1旧銭10の交換比率で新銭貨が発行された。加えて、原料銅の産出激減もあって新鑄貨発行のつど素材面から銭貨の劣悪化が進展したことから、計数貨幣としての銭貨に対する人々の信頼が次第に失われていった。さらに、平安時代中期に至ると、荘園制の発達を背景として律令政府の権威も衰え、人々に対し計数貨幣としての公鑄貨の使用を強制する政治的な力も減退していった。そうしたなかで、銭貨の交換手段としての利用も大きく低下し、永延元年（987）11月には銭貨の利用が停止され、ここにおいて皇朝十二銭は流通界から姿を消すことになった。そして、10世紀末から12世紀半ばに至るまでの約200年の間、米や絹といった物品貨幣が再び利用されることになった。

（皇朝十二銭の経済史的意義）

それでは、皇朝十二銭は、誰がどういった目的で取得・保有していたと考えられるのであろうか。和同開珎が貨幣というよりもむしろ「富貴の象徴」（日銀調査局（1972））として貴族や官吏により選好される傾向が強かったことに示されるように、皇朝十二銭は価値保蔵手段として受け入れられたといえるのではなかろうか。すなわち、皇朝十二銭は金属貨幣として米や絹にはない耐久性、貯蔵性という特性を有していたことから、良質の銭貨を中心に富の貯蔵手段として利用されたのではないかと推察される。

このように考えると、皇朝十二銭は、金属貨幣が必要とされるまで経済が発展しない段階にとどまっていたなかで、わが国律令政府がその国威を内外に対し示すためのシンボルとして鋳造した部分貨幣（Hicks（1967））にとどまり、

金属としての特性を活かすかたちで畿内の貴族、社寺や地方の豪族など一部の富裕層により主として富の貯蔵手段として利用されていたと結論づけられよう。

(2) 渡来銭の流入と貨幣としての利用はどのようにしてはじまったのか

(錢貨の輸入による貨幣の供給)

もっとも、12世紀ころになると、農業生産力の向上や商品流通の拡大などを背景として、米や絹といった物品貨幣に付随する非効率性削減のため、金属貨幣に対する需要が内生的に高まってきた。このような金属貨幣に対する需要を満たすものとして登場するのが、平安時代末期以降、輸入によってもたらされた中国銅銭、いわゆる渡来銭であり、中世に入ると、自然発生的に高まってきた金属貨幣に対する需要を輸入銭貨（宋銭、明銭など）により賄うという古代とはまったく異なる様相が現われてきた。

わが国において中国銭が貨幣として利用されるに至った背景としては、平安時代末期の律令政府、鎌倉・室町幕府とも権力基盤が脆弱で造幣大権を行使しうるほどの国家的な権威・権力を維持しえなかつたことや、錢貨の原料となる銅が国内で欠乏していたという事情が指摘されることが多い。このほか、宋銭は当時の中国を中心とする東アジア交易圏での国際通貨としての地位を占め、日本国内においても無条件で流通しうる権威・信用を有していただけでなく、中国銭の場合、唐時代の開元通宝以来、錢貨の品位・量目・形状においてほとんど目立った変化がみられず、このことがまた、貨幣としての信認確保に貢献していた点も見逃せない。したがって、わが国における渡来銭の貨幣としての利用は、三上（1987）が指摘したように、中国銭のもつ国際通貨性および素材価値の安定性を結果として利用したものといえよう。

(誰が渡来銭を輸入のうえ貨幣として利用したのか)

それでは、中国銭はいつごろから、どのようにしてわが国に流入し、そしてまた、中国銭が日本国内において貨幣として利用されるうえで誰が主導的な役割を果たしたのであろうか。この問題に関しては、文献資料が不足していることもあって、これまでのところ、明確なかたちでは論じられていない。以下で

は、中国錢の流入状況と貨幣利用の契機について検討することにしよう。

中国との交易は遣唐使の廃止後も宋船の来航を媒介として続けられていたが、12世紀後半に至ると、武家階級の台頭に伴う制法意識の後退もあって聖徳太子以来の自主独立外交が放棄され、膨大な貿易利益の獲得を狙いとして、平清盛以降、朝貢貿易や私貿易が積極的に展開されるようになった。この傾向は鎌倉幕府の成立後も続き、鎌倉時代においては九州・博多を中心として民間ベースでの対宋貿易が活況のうちに営まれていた。平安時代末期から鎌倉時代にかけて日本から中国に輸出された商品の主なものは金・水銀・硫黄であり、中国からは錦・綾・絹・陶磁器および香料薬種などが輸入された。一方、中国では、当時の主力輸出商品であった絹織物や陶磁器との交換で、金のほか松等の木材などを入手しようとして日本との交易に積極姿勢で臨んでいた。

こうしたなかで中国錢の輸入は12世紀後半以降に激増することになったが、中国錢が国内支払手段として米、絹といった当時支配的な物品貨幣を代替していくためには、その国際通貨性のほか、錢貨の通用力を強制・保証しうるだけの権威者による大量の市中投入が必要であるといえよう。したがって、中国錢の交換手段としての利用は、日宋貿易を掌中に納めるとともに軍事・経済面での権威者であった平清盛による大輪田泊（現神戸港）、蓮華王院の建立、厳島神社の造営といった大型建設プロジェクトの遂行を契機に始まったと思われる。その後、国内における商業の発展とともに、中国錢が漸次貨幣として広く利用されるに至ったということができるのではなかろうか。

すなわち、12世紀半ば以降にみられ武家階級の台頭は、その一方で朝廷や貴族階級の経済力の低下を意味していた。このため、中国からの主要輸入品であった絹織物や陶磁器などの奢侈品に対する需要が大きく減退していくなかで、それらに代わる交換財物として錢貨の輸入が増大することになったと考えられる。中国錢は当時の東アジア地域において一般受容性を有する国際通貨であり、しかも金と銅貨との交換に際しては、わが国におけるよりもはるかに銅安・金高の中国相場が適用され、交換の利益が多額にのぼったことから、中国錢が金との交換物として受け入れられた³。そして、銅錢輸入に絡む巨額の貿易利益の

³ 実際、12～13世紀にかけての中国における金価格は1両につき14,000～18,000文であったのに対し、日本ではほぼ3,000文程度で推移するなど、「わが国での銅の金に対する価値は中国におけるそれよりも5～6倍高い水準にあった」（神木（1985））ため、金輸出・銅錢輸入を通じる価格裁定取引は十分

存在を知った荘園領主、商人や寺社などが競って銅錢を輸入したことから、大量の中国錢が日本に流入するようになったと思われる。

このようにしてわが国に輸入された中国錢は、当初は荘園領主や貿易商人の手許に富の貯蔵手段として保有されていたが、平清盛による大量の市中散布を大きな契機として、荘園領主や商人などによる支払いを通じて流通界に漸次投じられ、国内貨幣として利用されるに至ったといえよう。ちなみに、わが国における渡来錢の流通を示す史料の初見としては、「1150年に大和國東大寺郷の敷地が銭27貫文で売買されたことを伝える東大寺文書」（川勝（1991））が挙げられる。

(渡来錢の中心となった宋錢)

12世紀後半から始まった中国錢の輸入は13世紀に入って急増した後、15世紀後半まで続き、わが国における貨幣経済の発展を供給面から支えた。約300年余の間にどの程度の中国錢がわが国に輸入されたのかという点に関しては、これまでのところ、確たる計数はえられていない。あくまでも推測の域を脱しないが、江戸時代前期において渡来錢を代替した寛永通宝の鋳造高から判断すると、中国錢の輸入高は合計300～400万貫文（1貫文=1,000文）にものぼっていたといえよう。

この中国錢輸入の時期は中国では南宋・元・明の時代に対応しているが、室町前期までの間、日本に輸入された中国錢の大部分は北宋錢であり、室町中期以降は中国における北宋錢の払底もあって永楽通宝、洪武通宝などの明錢が大量に流入するようになった。これらの渡来錢はいずれも、流通過程から引き揚げられたものであったため、時代が経るにつれ、度重なる使用に伴い摩耗・欠損した錢貨もみられる一方、中国での私鑄錢も含まれるようになった。こうしたなかで、わが国においても渡来錢を私鑄する動きがみられた。

(錢貨流通の発達と撰錢の発生)

もっとも、渡来錢の貨幣としての利用は直線的に高まっていったのではなく、

利益のあるものであり、「これが日本への銅錢の大量輸入を可能にしたとみることもできるであろう」（同）。

それが貨幣として普及するに際しては当初、何がしかの摩擦あるいは混乱を招いたのも事実であった。朝廷では建久4年（1193）7月、中国錢を基準とする財物取引（錢直法）の急増が都の東西市での万物估価法と呼ばれる准米、准絹表示の公定物価体系を混乱させるとして、宋朝錢の使用停止を宣下するとともに錢貨での価格表示を禁止し、錢一貫文（=1,000文）は米一石とすることを定めた。しかし、これらの措置は貨幣経済の進展を前にしてはなんら効果をあげることができず、錢貨による価格表示および交換という傾向はさらに強まった。嘉祐2年（1226）には鎌倉幕府も准錢を認めるようになり、こうした貨幣を取り巻く環境変化のなかで准米、准絹を基準とする古代の物価体系と商品流通構造が終焉を迎える。その後、渡来錢を基準とした価格体系が成立するとともに渡来錢が商品取引の交換手段として名実ともに利用され、わが国における「本位貨幣」としての地位を獲得することになったといえよう。

このように輸入中国錢の貨幣としての利用が普及するなかで質的な劣化が進んだことから、15世紀後半以降、錢貨をその質的優劣にしたがって良錢（精錢）と悪錢（鏃錢、びたせん）に区分のうえ、悪錢については受け取りを拒否する、あるいは割り増しをつけて受け取るという「撰錢（えりぜに）」が顕著にみられるようになった。ここで問題となるのは、撰錢という行為がなぜ15世紀後半に突如として発生したのかという点である。撰錢はわが国に固有の現象ではなく、足立（1992）が指摘するように、中国でも、1460年代の北京にはじまって次第に地方へと波及するなど、同様の問題に直面しており、これが貿易を通じて日本に輸入されたと考えられる。

また、わが国においては同時代錢貨である永樂通宝、洪武通宝といった明錢についても輸入当初、どういうわけか使用が忌避され、撰錢の対象となっていた。これは、中国における錢法の混乱を反映したものであり、撰錢が中国から波及してきた貨幣現象であることを示しているといえよう。すなわち、15世紀後半になると折からの銀の大量流入を背景として銀の交換手段としての利用が高まるなか、明王朝では銀吸収策として土地税の銀納化を進めたが、それはまた、「錢貨を国家への支払手段として認めない」（足立（1992））ことを意味していた。このため、中国においては、錢貨の貨幣として的一般受容性に疑問が投げかけられるとともに、その流通価値が大きく低下していった。こうした

中国での明錢に対する使用忌避がわが国にも伝わり、明錢を低くみることにつながったと考えられる。

いずれにしても、政府が造幣大権を行使して貨幣の铸造およびその流通管理を行うことを放棄していたわが国の中世社会においては、貨幣経済の進展に対応した貨幣の供給量および品質を適切に管理することは事実上不可能であったと思われる。わが国においても、中国に追随するかたちで撰錢行為の禁止や鑄錢の減価通用を定めた撰錢令が発出されたが、それは単なる模倣の域を越えていたのではなかろうか。錢貨の輸入が激減するなかで増大する貨幣需要の充足を目的として、流通錢貨の同価通用により貨幣供給量の確保を図ろうとしたところに、中国とは異なるわが国独自の撰錢令適用にかかる背景があったのではないかと考えられる。

3. 対外関係からみた江戸時代における幣制の展開

ここでは、金銀銅の流出を簡単に振り返った後、そうした流出が江戸時代における幣制の展開に対しどのような影響を及ぼしていったのか整理・検討することにしよう。

(1) 江戸時代における金銀銅の流出

(ポルトガル、オランダを通じた銀の大量流出)

室町時代末期あるいは戦国時代に入ると、戦国大名により領国経済を支える重要な財源として金・銀鉱山が積極的に開発されていった。とりわけ、天文年間（1532～54）に灰吹法あるいは南蛮絞りという銀銅の吹き分け法が朝鮮から伝来してからは銀の産出量が激増し、慶長・元和期（1596～1623）を中心とした約1世紀の間、大量の金銀が生産された。この時期における金・銀産出高の詳細については明らかになっていないが、例えば17世紀初期における銀の輸出高は「年間3万5千貫ないし4万4千貫、すなわち13万～16万6千キログラム」（竹中・作道（1979））、日本を除く世界の年間産銀量40万キログラムの約4

割を占めたことからもわかるように、日本は世界でも有数の銀産国となっていた。

この銀が大量産出した時期はまた、ポルトガル、オランダなどのヨーロッパ諸国が胡椒・香料などの獲得を狙いとしてアジアとの貿易に乗り出してきた時期でもあった。彼らは中国を核としたアジア中継貿易での交易品になりうる銀の調達を目的として、日本との交易に進出してきた。16世紀後半においては、インド・ゴアーマカオー中国・寧波という貿易ルートを掌中に納め、良質の中国産生糸を対日輸出品として確保していたポルトガルが日本との貿易をほぼ独占していた（山脇（1978））。その後、17世紀に入ると、わが国からは朱印船が東アジア諸国との交易に乗り出したほか、オランダ、中国も日本との生糸貿易に漸次参入してきた。このような種々のルートを通じて、「1630年代には年間平均30～40万斤（18～24万キログラム）、大人用の着物に換算すると約10万着」（田代（1988））という大量の生糸が日本に流入し、その対価として上記のような大量の銀が、約1世紀の間、流出していった⁴。

こうした状況下、徳川幕府では慶長9年（1604）、銀流出抑制を狙いとして糸割符制を導入のうえ生糸貿易の管理に踏み切った。さらに、慶長14年（1609）には貨幣素材の確保のため、純度の高い灰吹銀の輸出を禁止する一方、品位80%程度と素材価値の劣る流通銀貨（慶長丁銀）の対外交易への使用を求めるとともに、長崎銀座を通じて銀輸出の管理・統制に努めた。しかし、生糸に対する根強い需要を前にしては銀の大量流出を食い止めることはできず、結局のところ、寛永16年（1639）に完成をみた鎖国という貿易管理政策の導入により銀の流出が抑制・管理されるようになった。

鎖国政策は、しばしば指摘されるように、わが国におけるキリスト教の布教禁止を主たる狙いとしていたが、交易国の制限および日本人による海外渡航の禁止は、当該交易国に貿易独占による利益を供与する一方で、貿易管理政策として機能した。この鎖国の貿易管理政策としての側面は、銀大量流出のなかで

⁴ わが国から流出した銀のうちポルトガル、オランダ貿易経由分の大部分は、生糸の生産地である中国、インドシナ諸国やインド（ベンガル）へと流れた。ポルトガル、オランダでは、こうした貿易を通じてえた利益によりインドで綿織物を調達し、この綿織物との交換でジャワ、スマトラなどの東インド諸国から胡椒・香料をえて、母国に輸出していたのである。

幕府により次第に認識され、その後も市法貨物商法（寛文12年（1672））、定高仕法（貞享2年（1685））、正德新例（正徳5年（1715））などといった措置が銀流出抑制のため実施されていった。鎖国はまた、内外市場遮断措置としても機能し、国内における国際相場とは乖離した金・銀貨価値の設定や金銀比価の形成を可能にした。

（対馬・朝鮮ルートを通じた銀の流出）

鎖国の実施は確かにポルトガル貿易を経由した銀流出を遮断したものの、ある一定の抑制された範囲内であるにせよ、交易国に指定されたオランダ・中国との貿易を通じて銀の流出が続いた。こうした銀流出に歯止めをかけるべく徳川幕府では、その後も、金の輸出解禁（寛文4年（1664））や長崎貿易を経由した銀の輸出禁止（寛文8年（1668））といった銀流出抑制策を講じた。もつとも、これらの措置はいずれも対症療法的なものにとどまり、根源的な対策にはなりえなかった。ちなみに、慶長6年（1601）から宝永5年（1708）までの107年間で「わが国産銀の実に4分の3に相当する莫大な額が海外に流出したとされている」（日銀調査局（1973））。銀の海外流出が止んだのは、生糸、砂糖、朝鮮人参などの主要輸入物資の国内自給体制が確立され、輸入代替が完了した18世紀後半以降のことであった。

また、1662年にオランダが台湾からの商館撤退を余儀なくされてからは、中国－台湾－長崎ルートでの良質でかつ需要の高い中国産白生糸の輸入ルートが閉ざされ、これに代わってインド・ベンガル生糸が流入するようになった。ベンガル生糸は、纖維が太くて黄色を帶びていたため、高級絹織物の原料には適さないという問題が発生した。こうした事態への対応を狙いとして、徳川幕府では、田代（1981）が明らかにしたように、対馬藩を媒介とする中国－朝鮮－対馬ルートを活用のうえ引き合いの高い中国産白生糸の輸入に努めることにした。実際、「対馬藩による白糸輸入は、その後、1730年代まで長崎貿易を凌ぐ年が多かった」（田代（1988））。このようにして、長崎に代わる中国白生糸の輸入拠点としての対馬藩の重要性が高まるとともに、寛文8年（1668）には銀輸出禁止により長崎ルートが閉ざされたことから、銀の流出経路も対馬藩へとシフトした。そして、白生糸の国産化が進む1750年代に至るまでの約90年の

間、少なくとも合計31万貫という大量の銀が対馬藩経由で流出していった。

この対馬－朝鮮ルート経由の銀流出は、その規模の大きさのほか、金属貨幣の二面性を物語るものとしても興味深い。朝鮮へ輸出された銀は丁銀という銀貨であり、丁銀は純銀価値に換算のうえ取引されていたが、宝永期（1703～11）の改鑄によりその品位が50%を割り込むに至ると、国際商品としての通用性に欠くとして朝鮮から受け取りを拒否された。こうした事態への対応を狙いとして、「人参代往古銀」と称される朝鮮貿易専用の良質銀貨（品位80%）が鋳造・利用された。この貿易専用銀貨の鋳造は、対外的には国内相場とは異なる価格で銀貨を発行するという価格差別政策の適用に等しいが、それはまた、鎖国という内外遮断措置の実施により保証されていた。

（オランダを経由した金銅の流出）

徳川幕府ではまた、銀の流出抑制のため、かねてより金貨の取得を要望していたオランダの希望を受け入れ、寛文4年（1664）には金貨（小判）の輸出を解禁した。この小判輸出は宝暦2年（1752）まで続き、鈴木（1995）によると、1665年から1735年までの70年間で年平均2万両、合計145万両もの小判が流出した。とりわけ、元禄10年（1697）までの32年間のうちに「中国向け輸出⁵の判明分も含めると累計160万両余」（日銀調査局（1972））、慶長小判・一分金鋳造高合計の12%にも達する小判が流出するなど、短期間のうちに予想外の規模で金貨が流出したのである。この結果、銀貨に加え金貨も不足するようになった。

こうした状況下、徳川幕府では、小判流出の抑制を狙いとして元禄10年（1697）以降、質的に劣る元禄小判（品位57%）の慶長小判（同、84%）との同価輸出を求めたほか、正徳5年（1715）にはいわゆる正德新例の発布により小判の流出を制限した。加えて、18世紀に入ってからは、小判に代わって銅輸出に重点が置かれるようになった。その後、折からの産銅量の増加もあって銅はわが国の代表的な輸出商品となり、オランダ・中国向けに幕末までの間、輸出され続けたのである。

⁵ 徳川幕府では、中国についても同じく金輸出を解禁した。中国では当時、銀貨が支配的な貨幣となっていたため、これらの金貨はオランダと同様にインド、南洋との交易に利用された（日銀調査局（1973））とされることが多い。

(2) 江戸期幣制の成立と展開

(三貨制の成立)

徳川家康は天下平定直後の慶長6年（1601）、当時における金属貨幣の流通実態を踏まえて、金・銀・銭貨すべてが「本位貨幣」として機能する並行本位制である三貨制を貨幣制度に採用した。徳川幕府では、三貨制の制定と同時に金・銀貨の鋳造・発行を開始したが、小額貨幣として位置づけられた銭貨については、寛永13年（1636）に至ってようやく寛永通宝と称される銅一文銭の鋳造が開始された⁶。そしてまた、慶長13年（1608）には、金1両=銀50匁=銭4貫文という江戸時代幣制の基礎となった金・銀・銭貨間の交換比率が公定された。もっとも、実際の金・銀・銭貨の交換比率は市場実勢によって決められ、日々変動していた。

このようにして江戸時代の幣制は金・銀貨を中心として形成されたが、三貨による幣制の統一が完了したのは寛文期（1661～73）以降のこととされることが多い。したがって、徳川幕府では、金・銀貨の鋳造が進展するまでの間、貨幣の安定的供給のためにも地域的に流通していた領国貨幣（ほとんどの場合、秤量銀貨）の存在を容認せざるをえなかった。その後、寛文11年（1671）になると、公鑄貨がほぼ全国各地に普及したことから、領国が発行した金・銀貨も幕府の統制を受けることになった。さらに、元禄8年（1695）に至って領国貨幣の通用が停止され、ここにおいて名実ともに幣制の統一が完成した。

江戸時代においては金・銀・銭貨はいずれも、全国各地で無制限に通用する法貨であり、またそれがその価値単位にしたがって交換手段や価値尺度として利用されていた。もっとも、近世ヨーロッパ諸国の金・銀貨の場合、正貨と称されるように、貨幣の名目価値と素材価値とがほぼ一致し、それが貨幣としての一般受容性を支えていたのに対し、江戸時代の金・銀貨は最大でも80%程度の品位にとどまるなど、当初より素材価値を上回る名目価値が付されてい

⁶ ちなみに、銭貨統一の過程で回収された渡来銭・私鑄銭（古銭）のうち、錢容が整っていた北宋銭については現物のまま、その他の渡来銭・私鑄銭は北宋銭に鋳直されてそのほとんどすべてが銅錢不足に悩んでいたインドシナ諸国へと輸出され、日本国内から姿を消すに至った。

た。ここに、貨幣供給量増大策としての品位切り下げを行う余地があったと考えられる。

加えて、「東日本の金遣い、西日本の銀遣い」と呼ばれるように、小額貨幣として全国的に広く利用されていた銭貨を除けば、東日本では金貨建て・金貨支払いが主流であった一方、西日本では銀貨建て・銀貨支払いが主流を占めるなど、貨幣の利用は地域的にも異なっていた。計数金貨と秤量銀貨の利用が地域的に分断されることになった背景としては、徳川家康は幣制の統一に際し金貨体系を確立しようとしたが、「西日本では中国との貿易に際し秤量銀が古くから決済手段として利用されるなど銀遣いがすでに支配的となっており、幕府としても追認せざるをえなかつた」（三上（1989））ためとされることが一般的となっている。

（三貨制の特色はどこにあるのか）

江戸時代における幣制の特色を議論するに際しては、三貨制がわが国独自の幣制であると主張されることが多いが、果たして本当にそうなのであろうか。ここでは、金属貨幣が支配的な経済相の下での高額貨幣発行のあり方という観点から、この問題について検討しよう。一般に、経済の成長・発展は取引の大口化を通じて高額貨幣の発行を促す。金属貨幣の場合、高額貨幣の発行手段としては、①同一の貨幣素材を用いてその重量を増やす、②より高価な金属を貨幣素材とした貨幣を別途発行する、という2つの方策がありうる。したがって、三貨制は高額貨幣に対するニーズを貨幣素材の多様化を通じて満たそうとするきわめてオーソドックスな対応措置であり、金銀複本位制下にあった近世フランスにおいても、金貨のほか、銀貨、銅貨が流通していたという点を踏まえて考えると、金・銀・銭貨の混合流通をもってわが国独自の幣制であるとは必ずしもいえないのではないか。

また、大坂の銀遣いに関しては、銀を主体とする中国との貿易が背景にあるとされることが多い。しかし、高額貨幣としての銀貨に対する国内需要の自律的な高まりの重要性も否定できないのではなかろうか。わが国における銀の生産は戦国大名による新財源確保措置として16世紀ごろから西日本を中心に漸次拡大し、こうしたなかで「金屋・銀屋と称される金銀商人が登場し、金銀貨幣

が鋳造されるようになった」（日銀調査局（1973））。このようにして16世紀後半以降、金銀の生産・流通機構が整備されるのに歩調を合わせて、銀が貨幣として通貨体系の全面に出てきた後、ポルトガル、オランダによるアジア中継貿易を経由して中国に向けて流出していったと考えられる。したがって、大坂の銀遣いについては、鉱山開発の進捗とともに戦国大名などにより銀が高額貨幣として利用されはじめたという国内的事情を基礎として始まり、ポルトガル、オランダを経由した中国貿易がそうした傾向に拍車をかけたというほうがより実態に近いのではないか。

（金座・銀座による貨幣素材の独占的管理）

徳川幕府においては、公鑄貨の安定的供給のためにも、貨幣素材の確保は江戸時代を通じて貨幣制度運営上の喫緊の課題であった。こうした状況下、徳川幕府では、貨幣素材の確保のため、全国に散在する金銀銅などの主要鉱山のほとんどを幕府直轄の鉱山として掌中に納めるとともに、金座・銀座の設立を通じて諸国で流通していた金銀の回収に努めた⁷。そしてまた、寛文11年（1671）には金銀の一般売買も禁止された。

このようにして江戸時代においては、金銀といった貨幣素材は徳川幕府により金座・銀座を通じて一元的に管理され、一般庶民による金銀の保有および売買は禁止されていた。江戸期の幣制を金・銀・銅貨の並行本位制としてとらえた場合、その貨幣素材が政府により一元的に管理されるとともに、貨幣の自由鋳造・自由廃幣が認められていなかったという点にその特徴があるといえよう。例えば、金貨が本位貨幣として流通していた16～17世紀のイギリスにおいては、民間部門による金銀の保有が認められていたほか、造幣局に金塊を持ち込めば金貨に鋳造してくれる（自由鋳造）だけでなく、金貨の鋳潰し（自由廃幣）も可能となっていた。

イギリスなどで貨幣の自由鋳造・自由廃幣が容認されていたのは、金貨や銀貨の素材には良質の金銀が利用され、市場においては常に金貨としての名目価値と素材価値との間での裁定取引が行われていたからである。これに対し、江

⁷ 例えば、慶長13年（1608）に設立された大坂銀座はもっぱら灰吹銀を買い集め、これを京都銀座に回送することを業としていた。

戸時代における日本の場合、貨幣素材が不足していたこともある、貨幣素材の節約を目的として最も良質とされる慶長金・銀貨でもその品位は80%程度にとどまっていたほか、金・銀貨の品位は極秘事項として一切公表されなかつた。こうしたなかで、民間部門による地金銀の保有を解禁すると、撰銭が発生するなど金・銀貨の流通に大きな混乱を招くおそれがあつたため、金銀銅については幕府により一元的に管理されていた。

(通貨不足解消策としての貨幣改鑄)

大量の金銀を産出してきた金・銀鉱山も元禄期（17世紀末）までに産出量が大きく減少しただけでなく、その大部分が銅山となるか、閉山となっていたほか、寛文4年（1664）の金輸出解禁以降は、金貨もかなりのペースで流出することになった。一方、経済の成長・発展とともに貨幣に対する需要はさらに高まり、17世紀後半になると通貨不足が深刻な経済問題として登場してきた。こうした事態への対応を狙いとして実施されたのが、速水・宮本（1988）が指摘しているように、貨幣の改鑄と藩札発行の容認であった。以下では、これらの措置の変遷について、やや詳しく論じることにしよう。

最初は貨幣の改鑄である。徳川幕府では、金・銀貨の純分含有量あるいは量目の引き下げによって貨幣供給量の拡大を図り、増大する貨幣需要に対処しようとして元禄8年（1695）、貨幣の改鑄に踏み切った⁸。いうまでもなく、江戸時代の日本の場合、鎖国という貿易管理政策に伴い内外市場が遮断されていたため、改鑄という貨幣価値の切り下げ政策が実行可能であったという点には留意する必要がある。その後、貨幣の改鑄は、第2図により示されるように、実価の引き上げを目的として実施された正徳の改鑄を含め、合計8度行われた。そのなかでも元文元年（1736）に実施された元文の改鑄は、正徳金・銀貨との引き替えに当たり割り増しが付されたことや古金銀の鋳直しによる金・銀貨の大量鋳造もあって、折からの通貨不足を解消しただけでなく、その後80年間に

⁸ 貨幣の改鑄は、当然の結果として、発行者の手許に残る出目あるいは貨幣鋳造益の増大を意味する。元禄期の放漫財政や構造的な財政赤字要因に対応するための財源確保策として、貨幣の改鑄が実施されていたという点は否定しえない。とりわけ、元禄・宝永の改鑄のほか、文政以降の改鑄は、財政赤字ファイナンス手段としての色彩が強い。こうした議論の詳細については、例えば新保・斎藤（1989）、三上（1989）を参照。

わたって金・銀貨の価値を安定的に推移させるなど、江戸期経済の発展を貨幣流通面から支えたと評価されることが多い。

18世紀後半、田沼意次が経済政策を担当すると、増大する貨幣需要への対応および金貨による貨幣体系の一元化を狙いとして、新たな貨幣政策が展開されるようになった。すなわち、第1に、徳川幕府では銀素材不足の解消を狙いとして、宝暦13年（1763）および明和元年（1764）には清から銅との交換による銀の輸入契約を締結したほか、明和2年（1765）にはオランダとも銀の輸入契約を結ぶに至ったのである（竹中・作道（1979））。第2に、安永元年（1772）には、これらの輸入銀などを素材とする良質の銀貨として南鎌二朱銀が発行された。この南鎌二朱銀は、8枚で金1両に相当するというように、金貨単位で表された計数銀貨であったため、ここにおいて徳川幕府の長年の懸案であった銀貨を金貨の補助貨幣とする政策がはじめて明確に打ち出されたとされるのが一般的となっている。

秤量貨幣であった銀貨の金貨に対する補助貨幣化は、二朱銀貨の発行量増大、秤量銀貨の発行抑制を背景としてその後も進んでいった。天保8年（1837）に発行された天保一分銀はこうした傾向をさらに強め、「銀貨体系が名実ともに金貨体系に吸収されることになった」（三上（1989））。銀貨の計数貨幣化はまた、銀貨の改鑄を一層容易なものとし、三上（1989）が第3図で明らかにしたように、銀貨の実質価値は計数銀貨を中心として引き下げられていった。この結果、銀の大量流出を背景として17世紀以降再び銀高傾向にあった金銀比価は国際相場（1対13）を大きく上回る1対5程度（計数銀貨ベース）にまで上昇し、幕末における金流出を促すことになった。その意味で、幕末の金流出の遠因は、江戸時代初期における銀の大量流出に求められよう。

この間、銭貨についても、産出銅の減少に加え銅の海外流出もあって貨幣素材の確保が次第に困難となってきた。このため、元文期（1736～40）に至ると、鉄を素材とした鉄銭も登場するようになった。また、明和期（1765～72）以降、大型の小額貨幣に対する需要の増大を背景として、寛永通宝（真鍮四文銭）や天保通宝（銅百文銭）が発行された。このほか、貨幣経済の進展に伴う銭貨の地域的な不足の是正措置として、天明4年（1784）以降、仙台通宝をはじめとして領内での通用に限定された銭貨（いわゆる領国銭貨）の発行が容認される

など、徳川幕府による錢貨発行権独占が部分的に緩和されることになった。

(藩札発行の容認)

次は、藩札の発行容認である。徳川幕府では、地域的な通貨不足への対応措置として、領国大名による藩札という通用地域が限定された信用貨幣の発行を容認した。藩札は、領内の民衆が保有していた金・銀貨を藩庫に吸収のうえ、それらを準備資産として、藩による直接発行もしくは有力商人による請負発行という形態でもって発行された信用貨幣であり、準備資産と藩または有力商人に対する信認によりその一般受容性が確保されていた。藩による直接発行の場合、札会所・札場などと呼ばれる藩札発行機関が直接、藩札の発行・流通に関与するだけでなく、兌換準備も藩自らが調達していた。これに対し、請負発行の場合、札元に登用された有力商人が兌換準備を提供のうえ一定金額の藩札発行を請け負う一方、兌換準備については藩から年貢米での年賦償還により返済を受けるのが一般的となっていた。

藩札発行に際しては、多くの場合、その利用促進を狙いとして領内における金・銀貨の通用が停止され、ごく小額の取引を除き、藩札の通用が強制された。一方、他の藩との取引の決済に際しては、もっぱら金・銀貨が利用され、そうした取引に限って金・銀貨との兌換が認められた。その結果、「全国人口のほぼ8割を占める諸藩の武士・領民の日常生活は、藩外に旅行する場合を除いて、ほとんど紙幣と小額錢貨で賄われていた」（日銀調査局（1982））。

藩札の発行が容認されたのは、江戸時代における貨幣の供給方法そのものに起因する。すなわち、江戸時代における金・銀・錢貨の供給は幕府財政の支払いを経由して行われたが、こうした諸支払いの多くは江戸、大坂、京都といった幕府直轄の大都市に集中する傾向が強かった。その結果、これらの大都市やその周辺地域以外では、大都市との物産の交易以外に貨幣流入ルートが見いだしえなかつた。とりわけ比較優位にある特産物を有しない諸藩においては、金・銀貨の流入がとくに少なかつたことから、経済発展に伴う貨幣需要の増大とともに深刻な通貨不足に直面することになった。こうした地域的な貨幣需給のアンバランスを平準化するための領国貨幣あるいは地域貨幣として、徳川幕府により藩札の発行が容認された。

現存資料から判断すると、寛文元年（1661）の福井藩札（銀貨建て）が初見である⁹。これはまた、寛文4年（1664）に銀流出抑制策として解禁された金貨輸出とあわせて考えると、寛文期に至ると、銀流出に伴う通貨不足の影響が地方を中心として顕現してきたことを示唆している。宝永4年（1707）の藩札発行禁止措置¹⁰が発令されるまでの約40年間に、福井藩のほか、近畿以西の諸藩を中心に50余藩が藩札を発行している。このことは、先進経済地域で市場取引が盛んな西日本地域ほど、貨幣需要との比較において通貨不足がより深刻であったことを意味しているのかもしれない。

正徳4年（1714）にはじまった正徳・享保の改鑄という金・銀貨の価値引き上げ策の実施により金・銀貨の供給量が大きく削減されたことから、地方においては通貨不足が一段と深刻化した。このため、享保4年（1730）に至ると、徳川幕府では再び藩札の発行を認める姿勢に転換した。その後、地域的な通貨不足の解消手段として多数の藩が藩札を発行するようになり、とくに19世紀に入つてからは藩札の発行はほぼ全国に普及し、地方貨幣として欠くことのできないものとなった。ちなみに、松方正義の『紙幣整理始末』によると、明治4年（1871）の廃藩置県の際に藩札発行実績のあった先は、244藩・14代官所・9旗本領、全国諸藩の約8割にも達していた。

藩札は表示単位を基準として金札・銀札・銭札に分けられるが、発行量としては東日本、西日本を問わず、小額取引に適した額面金額の設定が容易であった銀札がその大部分を占め、金札はごくわずかであった。実際、藩札は各藩において小額取引用の交換手段として位置づけられていたこともあって、江戸中期以降、その大半は五分から一匁といった銀貨建ての小額面金額で発行されていた。その意味で、藩札まで含めて考えると、「金貨体系による貨幣の統合は実現していない」（新保・斎藤（1989））といえる。

（藩札の流通状況）

⁹ 近年における藩札研究では、福山藩が1630年に藩札を発行したことが文献資料により確認されているが、そうした事実を示す現物は現在までのところ見出されていない。このため、ここでは、これまでの定説にしたがって福井藩を最初に藩札を発行した藩とみなすことにした。

¹⁰ 宝永4年に藩札の発行が禁止されたのは、藩札を発行していた諸藩では、慶長銀貨を発行準備として手許に保存し、質的に劣る元禄銀貨との引き換えに応じようとしなかつたことを背景としている。

藩札発行の歴史においてとくに興味深いのは、次の3点である。第1は、正徳4年（1714）にはじまった正徳・享保の改鑄は金・銀貨の実価を引き上げる一方、その分だけ通貨の収縮を意味していたが、こうした改鑄に伴う通貨収縮への対応策として、享保4年（1730）には再び藩札の発行が解禁されたということである。これはまた、元禄・宝永期において財政収支補填策として実行した貨幣の改鑄に対する反省もあって、徳川幕府においては、その後、金・銀貨の品位は財政節度を示すものとしてとらえる傾向が強い反面、交換手段としての金・銀貨改鑄のマクロ経済的な意義や役割については、さほど留意されていなかったことを示唆すると考えられる。

第2は、藩札が領民から一般受容性のある貨幣として信認されるためには、十分な準備資産保有のほか、藩当局による慎重な藩札運営が重要な役割を果たしているという点である。しばしば指摘されるように、財政赤字ファイナンスのため藩札が濫発され、その通用力が大きく低下した事例は多数みられる。その一方で、幕末の福井藩のように、藩内の有力商品の生産・集荷・販売を藩が一元的に管理する地方産物専売制度に依拠しつつ、藩札発行を通じた生産資金の前貸しにより領内の商品生産を刺激するとともに、こうした商品の領外販売を通じて多額の金・銀貨を獲得のうえ財政バランスを改善させた諸藩においては、藩札は一般受容性をもった交換手段として広く流通していた。

第3には、新保（1991）が指摘するように、藩札はもともと地方における通貨不足の解消手段として導入されたが、計数銀貨の発行を契機として19世紀ごろからは全国貨幣としての金・銀・銭貨を補完する地域的な小額貨幣としての役割が高まるなど、その性格も次第に変容を遂げていった。とりわけ、天保の改鑄（1835）により小額取引に適した一分未満の金・銀貨が廃絶されてからは、こうした傾向が強まり、五分、五匁といった小額の銀札が交換手段としての金属貨幣の利便性・計算性を補完するために増発された。

4. おわりに

以上、わが国における金・銀・銭貨の歴史を通史的に振り返るとともに、対

外関係面から江戸期幣制の展開について述べてきたが、そうした幣制の特徴と変遷については、次のとおり要約することができよう。

第1には、わが国貨幣の歴史を国際的視点あるいは中国との関係からとらえると、それは中国に対する反発・受容・独立という過程のなかで発展してきたということができる。16世紀までの間、華夷秩序という当時の東アジアを律していた国際的な政治秩序が、好むと好まざるにかかわらず、わが国政府による大国中国への対応姿勢とともに、貨幣または貨幣制度のあり方を大きく規定していたのである。最初の公鑄貨である和同開珎は、自主独立・対等外交という外交方針に基づき、中国に対し律令国家としてのわが国の国威を示すためのシンボルとして铸造された部分貨幣の段階にとどまるなど、金属貨幣に対する内生的な需要を背景としたものではなかった。

これに対し、平安時代末期から戦国時代にかけては、武家階級の台頭とともに政治・外交意識が変化し、中国からの自主独立という形式主義よりも華夷秩序への従属を通じた経済的利益の追求が優先されるようになるなかで、商業や農業生産の増大に伴う金属貨幣需要の高まりを基礎として、中国錢の国内貨幣としての利用が受容された。この結果、12世紀なかごろからは中国からの渡来錢が国内貨幣として利用され、名実ともに「本位貨幣」として機能するなど、鎌倉・室町時代における経済発展を決済面から支えてきた。その後、江戸時代に入ると、金・銀貨のほか約700年ぶりに寛永通宝という銭貨が国民通貨として铸造されるなど、独自の幣制が打ち建てられ、ここにおいてわが国の幣制は中国からの独立を遂げることになった。

第2には、東アジア交易圏では15世紀半ば以降、折からの銀の流入を主因として決済通貨は銭貨から銀貨へと移行していったが、わが国の場合、金銀とともに貨幣として利用され、とくに江戸時代中期以降は金貨が貨幣体系の中心に位置づけられたという点に特徴がある。江戸時代においても三貨制の下で銭貨は引き続き「本位貨幣」としての地位を確保していたが、実際の取引においては小額貨幣として金・銀貨の補助的な交換手段として利用されるようになった一方、金・銀貨が「本位貨幣」として機能していた。

また、「東日本の金遣い、西日本の銀遣い」と称されるように、金・銀貨の流通地域は異なり、西日本においては秤量銀貨が貨幣として通用していたが、

徳川幕府では、金貨を貨幣体系の中心に位置づけることを狙いとして、安永元年（1772）には金貨を基準とした計数銀貨である南鎌二朱銀を発行した。この銀貨を計数貨幣化のうえ金貨の補助貨幣とする政策は、その後も推進され、天保8年（1837）に発行された天保一分銀はこうした傾向をさらに強め、公鑄貨においては銀貨体系が名実ともに金貨体系に吸収された。

第3に、江戸時代の幣制は、その一方で、金銀の大量流出に伴う貨幣素材不足への対応のなかで生成・発展してきたといつても過言ではない。徳川幕府では、鎖国という管理貿易政策を通じて金銀の海外流出を抑制・管理するとともに、金座・銀座の設立により貨幣素材としての金銀の確保・管理に努めたのであった。もっとも、国内経済の成長・発展に見合っただけの貨幣素材を確保しえなかつたため、徳川幕府では、貨幣の円滑な供給を狙いとして、金・銀貨の改鑄や藩札の発行容認に踏み切らざるをえなかつたと考えられる。藩札は当初、地域的な通貨不足を解消するための地方貨幣という位置づけで導入されたが、19世紀に入ってからは、むしろ金・銀・銭貨を補完する地域的な小額貨幣としての役割が高まってきた。いずれにしても、江戸時代においては、生糸、砂糖、朝鮮人參といった主要輸入物資の国内自給が達成されるまでの間、金銀銅が交易物として流出し、それが江戸期幣制の推移に大きな影響を及ぼした。

本稿では、対外関係を軸としてわが国における幣制の変遷について概観したが、残された課題も少なくない。例えば、江戸時代において貨幣は幕府財政あるいは藩財政を通じて発行されたが、そういう発行体制が維持されている限り、財政赤字ファイナンスのため、貨幣が改鑄あるいは増発される可能性が否定できない。主要輸入財の国内自給体制が確立した18世紀後半以降は、むしろ貨幣の財政赤字ファイナンス手段としての側面が幣制の展開を大きく左右するようになったと思われる。そしてまた、開港後は、再び対外的要因が重要となり、国内均衡よりも国際均衡の達成を目的として貨幣の改鑄が進められていった。今後、こうした問題についても検討していくことにしたい。

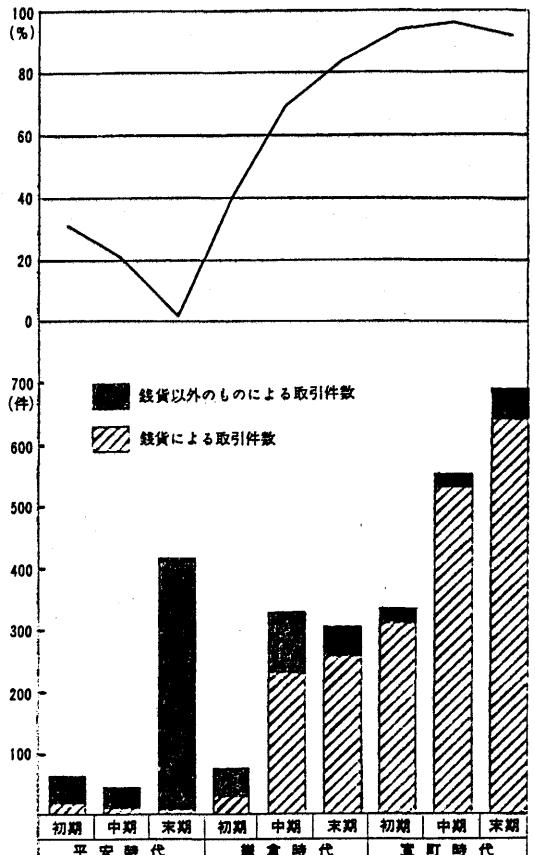
以上

<参考文献>

- Hicks, J.R., Critical Essays in Monetary Theory, Oxford University Press, Oxford, 1967.
- , A Theory of Economic History, Oxford University Press, Oxford, 1969.
- 足立啓二 「東アジアにおける錢貨の流通」、荒野・石井・村井編『アジアのなかの日本史 III』、東京大学出版会、1992年。
- 網野善彦 『日本史再考』、NHK人間大学講座テキスト、1996年。
- 荒野泰典 『近世日本と東アジア』、東京大学出版会、1988年。
- 岩橋 勝 「小額貨幣と経済発展——問題提起——」、社会経済史学会『社会経済史学』第57巻第2号、1991年。
- 上横手雅敬 『平家物語の虚構と真実（上）』、塙書房、1985年。
- 川勝平太 『日本文明と近代西洋』、日本放送協会、1991年。
- 神木哲男 「中世における貨幣使用——日本中世貨幣史の構成に際して——」、神戸大学経済経営学会『国民経済雑誌』第152巻第5号、1985年11月。
- 「中世末近世初頭における貨幣問題——中世的貨幣体系から近世的貨幣体系へ——」、社会経済史学会『社会経済史学』第57巻第2号、1991年。
- 小葉田淳 『日本の貨幣』、至文堂、1958年。
- 栄原永遠男 「錢貨の多義性」、荒野・石井・村井編『アジアのなかの日本史 III』、東京大学出版会、1992年。
- 作道洋太郎 『大日本貨幣史・別巻』、歴史図書社、1970年。
- 斯波義信 「問い合わせられる16~18世紀の世界状況」、浜下・川勝編『アジア交易圏と日本工業化1500~1900』、リブロポート、1991年。
- 新保 博 「地方貨幣としての藩札——19世紀の尼崎藩を中心として」、姫路獨協大学経済情報学会『経済情報学論集』、創刊号、1991年。
- 新保 博・斎藤 修編 『近代成長の胎動』（日本経済史2）、岩波書店、1989年。
- 鈴木公雄 「出土六道銭の組合わせからみた江戸時代前期の銅貨流通」、社会経済史学会『社会経済史学』第53巻第6号、1988年2月。
- 鈴木康子 「近世の小判貿易について」、花園大学『花園史学』第16号、1995年11月。
- 竹中靖一・作道洋太郎編 『日本経済史』（図説 経済学体系7）、学文社、1979年

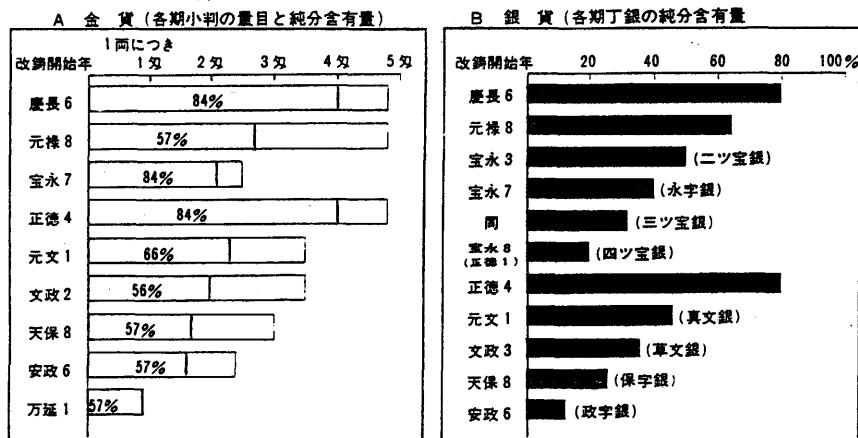
- 田代和生 『近世日朝通交貿易史の研究』、創文社、1981年。
- 「徳川時代の貿易」、速水・宮本編『経済社会の成立 17—18世紀』（日本経済史1）、岩波書店、1988年。
- 田中健夫 「日明関係の成立と展開」、森・沼田編『対外関係史』（体系日本史叢書5）、山川出版社、1978年。
- 日本銀行調査局編 『図録 日本の貨幣』第1巻、東洋経済新報社、1972年。
- 『図録 日本の貨幣』第2巻、東洋経済新報社、1973年。
- 「わが国紙幣制度の源流について——とくに伊勢国山田羽書三百年の歩み——」、日本銀行調査局『調査月報』、1980年2月号。
- 速水 融・宮本又郎編 『経済社会の成立 17—18世紀』（日本経済史1）、岩波書店、1988年。
- 藤井一二 『和同開珎』、中央公論社、1991年。
- 三上隆三 『渡来銭の社会史』、中央公論社、1987年。
- 『円の誕生（増補版）』、東洋経済新報社、1989年
- 宮本又郎・高嶋雅明 『庶民の歩んだ金融史』、福徳銀行、1991年。
- 森 克巳 「日宋・日元貿易の展開」、森・沼田編『対外関係史』（体系日本史叢書5）、山川出版社、1978年。
- 山口和雄 「藩札研究史序説」、東京大学『経済学論集』第31巻第4号、1966年。
- 山脇悌二郎 「近世の対外関係」、森・沼田編『対外関係史』（体系日本史叢書5）、山川出版社、1978年。
- 脇田晴子 『室町時代』、中央公論社、1985年。

第1図 売券よりみた銀貨の使用比率の推移



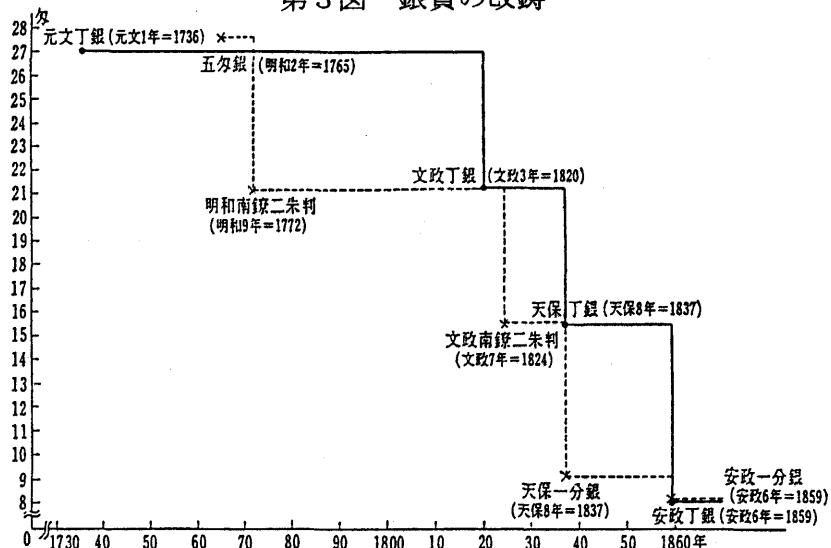
(出所) 竹中・作道 (1979)

第2図 江戸時代における貨幣改鑄



(出所) 竹中・作道 (1979)

第3図 銀貨の改鑄



(出所) 三上 (1989)

第1表 わが国幣制の推移

大和	唐	621 開元通宝発行
710 奈良		708 和同開珎発行 710 蕃錢叙位令布告
794 平安		794 遣唐使廃止
1086 院政		960 987 錢貨の利用停止 1000 頃 中国との私貿易はじまる
1192 鎌倉	宋	1156 保元・平治の乱 1172 平清盛、宋との貿易始める この頃から中国錢の大量流入はじまる 1193 宋朝錢の使用停止を宣下 1226 鎌倉幕府、准錢を認める
1337		1271 ↓ 1279 ↓
室町		1303 海禁 1309 元寇
明		1401 足利義満、明との勘合貿易を開始 1415 大運河再開 1421 北京遷都 1422 太倉銀庫の設置 1436 官俸銀支給
安土 桃山		1453 ↓
江戸		1460 北京にて撰錢はじまる 1466 応仁の乱 1485 周防大内氏、撰錢令を布告 1501 ~21 山下吹開発 1533 灰吹法、伝来 1550 頃 甲斐武田氏、甲州金を発行
清		1560 銀の大量流出 1567 海禁緩む 1630 鄭氏私貿易
明治		1560 金の流入 1616 ↓ 1644 ↓
1868 明治		1660 頃から 対馬経由で銀流出 1660 銅・銅錢の流出 1668 金の流出 1684 展海令 1695 元禄・宝永の改鑄 1707 札遣い禁止令 1714 正徳・享保の改鑄 1730 札遣い禁止令一部解除 1736 元文・明和の改鑄 1772 明和南鏡二朱銀の発行 1818 文政・天保の改鑄 1835 天保通宝(百文錢)発行 1840 アヘン戦争ばっ発 1843 条約港開港 1854 嘉永・安政・万延の改鑄 〃 日米和親条約調印 1868 太政官札発行 1871 新貨条例布告
		1299 マルコ・ポーロ 「東方見聞録」 1510 ポルトガル、ゴア占領 1511 ポルトガル、マラッカ占領 1550 ポルトガル、長崎商館開設 1557 ポルトガル、マカオに居留 1571 イスパニア、マニラに居留 1609 オランダ、平戸に商館開設 1624 オランダ、タイワンに居留 1662 清、オランダからタイワンを取り戻す 1668 金の流出 1752 銀流入 ↑ 金の流出